

令和 8 年第 7 回霧島市農業委員会定例会総会	
日 時	令和 8 年 7 月 31 日（金） 14：45～15：45
出席農業委員 （18 名）	1 番 有 村 祐 亮 2 番 岡 村 勝 敏 3 番 鎌 田 陽 一 （会長職務代理者） 4 番 中 園 真 一 5 番 上 原 雄 二 6 番 清 水 和 子 7 番 尾 谷 光 幸 9 番 笹 峯 久 雄 10 番 常 盤 信 一 11 番 二月田 努 12 番 竹ノ内 裕 子 13 番 中 村 優 志 14 番 相 良 悟 15 番 肥 後 亮 子 16 番 東 鶴 昭 雄 17 番 山之内 悟 18 番 今 村 浩 一 19 番 槐 島 睦 夫 （会 長）
欠席委員 （1 名）	8 番 長 崎 恵里子
事務局	事務局長 尾辻 グループ長 横山 主査 堀之内 主任主事 船盛 主事 梶井 主事 福迫
議事日程	「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について 4 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について 5 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出に係る意見決定」について 9 「非農地証明願」について

開 会 14 時 45 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは、令和 8 年第 7 回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 18 名です。よって本会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、出席委員が過半数に達しているため、会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は、1 番委員と 2 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案の意見決定をするため審議を求めます。今月は、所有権移転 4 件、中間管理権設定 46 件について市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 41 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転 4 件、筆数 4 筆、面積 1,912 m ² 、利用権設定 46 件、筆数 72 筆、面積 110,356 m ² 。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件要件を満たしており妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 14 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、牧園 12 につきましては、議事参与案件となりますので、別途審議します。それでは調査委員の報告を求めます。国分 1、隼人 2、福山 4 を 3 番委員。
3 番委員	2 号 1 番。申請地は、国分西小学校の北に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以

	外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、※※さんの住所が大阪となっているが、月に2回程は帰ってこられ、弟と一緒に作業をするとのことである。 2号2番。申請地は、中姫城公園の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号4番。申請地は、新原公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には、※※さんが、令和11年5月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺5を10番委員。
10番委員	2号5番。申請地は、祝儀園公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分6を17番委員。
17番委員	2号6番。申請地は、口輪野公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人7を13番委員。
13番委員	2号7番。申請地は、小田西公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺8を1番委員。
1番委員	2号8番。申請地は、溝辺小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川9を2番委員
2番委員	2号9番。申請地は、新町公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農

	作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、横川10と横川11を16番委員。
16番委員	2号10番。申請地は、山ヶ野ふれあい交流館の南東に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号11番。申請地は、横川消防団山ヶ野分団古城地区拠点施設の西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園12について、議事参与案件と冒頭で伝えましたが、本日欠席のため議事参与案件とならないことから審議を続けます。それでは、牧園12を6番委員。
6番委員	2号12番。申請地は、牧園石坂運動場の北西に位置し、現況は田である。申請地には、譲受人の※※さんが使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島13を4番委員。
4番委員	2号13番。申請地は、霧島歴史民俗資料館の北東に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山14と福山15を19番委員に代わり、15番委員。
15番委員	2号14番。申請地は、西牧之原自治会第11班集会所の西に位置し、現況は畑である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号15番。申請地は、佳例川体育館の南西に位置し、現況は田である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙

	手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第 3 号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について議題といたします。 当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願が 1 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。 また、落札後、農地法第 3 条の許可申請があった場合、会長の判断で処理しうるかどうかも同時に審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。牧園 1 を 6 番委員。
6 番委員	3 号 1 番。申請地は、高千穂小学校の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には、所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認とし、また、農地法第 3 条の申請があった場合、会長判断とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は買受適格者として承認することに決定し、併せて、農地法第 3 条の申請があった場合、会長判断で処理いたします。

△ 議案第 4 号 「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更 3 件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺 1 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 1 番。申出地は、竹子小学校の北東に位置し、現況は一部農業用倉庫である。なお、平成 13 年頃造成、建築してしまったという始末書が添付されている。用途区分変更目的は、農地の一部に農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる。用途区分変更はやむを得ないものと思われる。
議長（会長）	同じく、溝辺 2 を 11 番委員。
11 番委員	4 号 2 番。申出地は、溝辺小学校の北に位置し、現況は茶畑である。用途区分変更目的は、茶工場・冷蔵庫にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる。用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 3 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 3 番。申出地は、福地地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的

	は、ロール置場・通路にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画一部変更申出の意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認すると意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分1を6番委員。
6番委員	5号1番。申請地は、黒石公民館の南東に位置し、現況は一部山林である。なお、平成10年頃一部植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分2を3番委員。
3番委員	5号2番。申請地は、国分児童体育館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3を5番委員。
5番委員	5号3番。申請地は、市営姫城団地の北西に位置し、現況は宅地である。なお、令和5年12月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山4を19番委員に代わり、15番委員。
15番委員	5号4番。申請地は、牧之原中学校の北東に位置し、現況は農業用倉庫等である。なお、平成22年頃農業用倉庫・資材置場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は、第2種農地の福山総合支所から500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫・資材置場を建築、整備するものであり、既に実行済である。また、隣接地の宅地6.9㎡を一体利用するもので、全体計画面積は760.9㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。隼人1を13番委員。
13番委員	6号1番。申請地は、隼人中学校の北東に位置し、現況は不耕作である。転用目的は、宅地分譲2区画・通路を整備するものである。農地区分は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認とすることに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。隼人1と隼人2を5番委員。
5番委員	7号1番。申請地は、田方1号公園の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅4棟・通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7号2番。申請地は、上野公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場・駐車場・現場事務所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和8年8月5日から令和10年8月4日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため

	妥当であると思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺 3 を 6 番委員。
6 番委員	7 号 3 番。申請地は、竹子小学校の北東に位置し、現況は一部現場事務所等である。なお、令和 8 年 5 月頃、建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、現場事務所 1 棟・休憩所 1 棟・仮設トイレ 1 基・倉庫 1 棟・工事車両駐車場・資材置場を建設するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和 8 年 8 月 5 日から令和 9 年 4 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、溝辺 4 と霧島 5 を 4 番委員。
4 番委員	7 号 4 番。申請地は、溝辺小学校の北東に位置し、現況は一部耕作である。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 7 号 5 番。申請地は、春山緑地公園の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長(会長)	次に、国分 6 から国分 9 を 10 番委員。
10 番委員	7 号 6 番。申請地は、剣之宇都公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7 号 7 番。申請地は、国分中学校の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7 号 8 番。申請地は、清水多目的集会施設の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅・車庫・倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7 号 9 番。申請地は、新町生活改善センターの北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車

	場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分 10 を 17 番委員。
17 番委員	7 号 10 番。申請地は、下井地区集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当するものと思われる。転用目的は、貸資材置場を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人 11 を 5 番委員。
5 番委員	7 号 11 番。申請地は、市営内山田団地の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、建築条件付売買予定地 5 区画・通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、隼人 12 と隼人 13 を 13 番委員。
13 番委員	7 号 12 番。申請地は、小田西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。 7 号 13 番。申請地は、隼人中学校の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 2 区画・通路を整備するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地の雑種地 67 m²及び隣接地の 5 条許可地の 494 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 890 m²である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺 14 を 14 番委員。
14 番委員	7 号 14 番。申請地は、石峯自治公民館の東に位置し、現況は農業用倉庫等である。なお、平成 28 年 12 月頃、隣接地と一体利用し、摘採機用トレーラー等の保管場所としてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫と農業用機材置場を建設するものであり、既に実行済である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、霧島 15 を 4 番委員。
4 番委員	7 号 15 番。申請地は、大田小学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、第 2 種農地の霧島総合支所から 500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。なお、一般住宅は 500 m ² 以内でなければならないが、507 m ² と超過しているため理由書が添付されている。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はご

	ございませんか。
14 番委員	はい。
議長(会長)	14 番委員。
14 番委員	溝辺 3 について、私は貸し手に携わっている関係から経緯を説明する。去年 8 月の線状降水帯の影響で溝辺の竹子地区で多数の河川が破壊され、激甚災害指定を受け入札等にかかなりの時間がかかった。8 月の災害後すぐに県の方がこられて杭を打ったが、業者を決めるのに時間がかかってしまった。また、請負業者の※※は、多数現場を請け負わなければならない状況であった。私も事務所等を建設する際に、農業委員会を通さないといけないのではないかと担当者に確認をしたが、激甚災害指定を受けているため必要ないと言われた。結果、今回指摘を受けて申請されたわけだが、このような場合でも転用申請が必要なのか。
議長(会長)	はい。そこについては、激甚災害ということですが、事務局どうでしょうか。 災害復旧ではありますが、やはり許可は必要ではないかと思いますが、一時転用の申請はいかがでしょうか。
事務局	災害復旧の場合であっても、申請は必要であると考えております。
議長(会長)	よろしいでしょうか。
14 番委員	はい。
議長(会長)	他にございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第 8 号 「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出に係る意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出に係る意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更 7 件について、市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。 なお、今回の議案は過去の議案において現地調査及び審議が尽くされた事案であることから、事務局からの説明を求めます。事務局。
事務局	国分 1 から福山 7 の全 7 件につきましては、令和 8 年第 3 回から第 6 回の定例総会において、農振除外の意見決定をしていただいております。そのため、地域計画から変更することはやむを得ないものと考えます。
議長(会長)	事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 8 号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出に係る意見決定」につきましては、承認すると意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は承認すると意見決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第 9 号 「非農地証明願」について

議長(会長)	次に、議案第 9 号「非農地証明願」について議題といたします。当委員会に対し、非農地証明願が 3 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。国分 1 を 3 番委員。
3 番委員	9 号 1 番。願出地は、野口生活改善センターの西に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第 3 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、昭和 20 年以降から建築物 3 棟が建築され、宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、国分 2 を 10 番委員。
10 番委員	9 番 2 号。願出地は、剣之宇都公民館の西に位置し、現況は宅地である。農地区分は、第 2 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、平成 5 年頃に一般住宅が建築され、敷地で庭木等が植樹され宅地の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人 3 を 12 番委員。
12 番委員	9 号 3 番。願出地は、宇都公民館の西に位置し、現況は宅地と山林原野である。農地区分は、第 2 種農地に該当するものと思われる。非農地となった時期については、非農地証明願添付資料等により、※※番は昭和 48 年 8 月頃に建築物 3 棟が建築され、宅地の状態であったことが確認されており、また、※※番は※※番の建築物建築以降、耕作放棄され山林原野の状態であったことが確認されている。証明基準該当事由は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地及び建築物の敷地として相当なもので、農地への復元が著しく困難であり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものに該当するものと思われます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはない。また、隣接農地への被害防除等に問題はない。以上のような理由により、非農地として認定することはやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	調査委員からの報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 9 号「非農地証明願」につきましては、願出地が農地でないと判定し、証明することに、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は証明することに決定いたしました。 以上で、令和 8 年第 7 回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(会長)	ないようですので、令和8年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉 会 15 時 45 分